

## 知床世界遺産候補地管理計画（案）

### 1. はじめに

知床世界遺産候補地（以下「候補地」という。）とその周辺海域は、北半球における流氷の南限とされ、流氷とともにもたらされる大量のプランクトンを食物連鎖の基礎として、多種多様な海生生物が生息・生育する地域である。

サケ科に代表される回遊性の魚類は、河川を遡上し、これを餌とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類を育み、また北方系と南方系の植物が混生するなど、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、豊かな生態系を形づくっている。また、火山活動により形成された急峻な知床連山、山麓を覆う原生的な森林、切り立つ海岸断崖、多様な湿原・湖沼群など様々な景観が凝縮され、優れた自然美を有している。

世界的にも類い希なこのような生態系や景観を有する知床を世界自然遺産に推薦するに当たり、当該候補地の自然環境を将来にわたり適正に保全管理していくため、管理計画を策定する。

### 2. 目的

管理計画は、候補地の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関（環境省、林野庁、文化庁、北海道）及び地元自治体（斜里町、羅臼町）並びに関係機関・団体が、相互に緊密な連携を図ることにより、候補地を適正かつ円滑に管理することを目的とし、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

### 3. 候補地の概要

#### （1）位置

候補地は、オホーツク海と根室海峡に接した北海道東端にある半島に含まれ、北緯43度58分00秒より44度20分25秒、東経144度58分45秒より145度22分45秒に位置している。

関係する市町村地方自治体は、北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町である。

#### （2）面積等

候補地の面積は約 ha で、半島の総面積約 94,000ha の パーセントにあたる。

候補地のうち核心地域は、知床半島の脊梁部を軸として斜里町側は一部海岸線まで広がる面積 ha の区域である。区域内は、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区及び同第1種特別地域、知床森林生態系保護地域保存地区並びに国指定知床鳥獣保護区特別保護地区によって占められている。

また緩衝地域は、核心地域の周辺と海岸線（汀線）から沖合 1 km の海域を含む面積 ha の区域（うち海域面積 ha）である。その区域内は、知床国立公園特別保護地区、第1, 2, 3種特別地域及び普通地域、知床森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定知床鳥獣保護区によって占められている。

### (3) 総説

候補地は、知床半島中央部から先端部分までのほぼ全てを含んでおり、流氷がもたらす豊富な植物プランクトンを基盤とした海洋生態系、海と森をつなぐ河川生態系、多様で原生的な植生を中心とした陸域生態系を包含している。知床は、日本の中で原生的な自然が現在まで残された数少ない貴重な地域である。火山活動によって形成された急峻な山々、切り立つ絶壁が、今日まで知床の豊かで原生的な自然を開発から守り、多くの野生動物を育ててきた。世界最南端の海氷生態系の豊かさは、海鳥や海生哺乳類のみならず、陸上の哺乳類や鳥類にも豊富な餌を提供する。知床の自然環境は、生物多様性、生物地理学上の特異性、ワシ類や海生哺乳類など国際的な希少種の大規模な渡り・回遊ルートといった要素からも極めて貴重な地域であるとともに、海と陸の相互作用によって維持される生態系の顕著な事例である。

候補地は環境省及び林野庁により各種の保護区(遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区)が指定されており、自然環境の保護が担保され、原生的な自然環境が人為により破壊されることなく残されている。

### (4) 自然環境

#### ア．地形・地質

知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70 km、基部の幅が 25 km の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡となっている。半島の中央部を最高峰の羅臼岳(標高 1,661 m)をはじめとする標高 1,500 m を超える山脈が縦走しており、一部に海岸段丘がみられるほかは稜線から海岸まで平地のほとんどみられない急峻な半島である。火山活動や海食など多様な地形形成作用により奇岩や海食崖、火山地形などが造られ、多様な景観を生み出している。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山(標高 1,562 m)は 1936 年に高純度の溶融硫黄を 8 ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。

#### イ．気候

知床半島の気候は、流氷の存在と北西季節風の影響により比較的気温が低いオホーツク海気候と、海洋性気候の性格が強い千島列島の気候の接点に位置しているため、その地理的・地形的特徴により海洋の影響を強く受けている。また、知床連山の存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、狭い半島の中で気温や降水量に大きな地域差が生じている。羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たり雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響を受け、比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。一方斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象が発生することにより高温地域になり、降水量も少ない。冬期には流氷が接岸することにより、太陽光線の反射や海水からの熱放出遮断効果によって気温は低い。

#### ウ．植物相

知床半島には海岸から高山(標高 1,250~1,660m)に至る狭い標高範囲に山地帯・冷温帯性~高山帯・寒帯性の多様な植生が垂直的に圧縮され、その大半は、現在でも原生的な状態が維持されている。急峻な海崖にはいわゆる高山植物の群落をみることができる。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデな

どからなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやエゾマツなどからなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成される。

また植物相も北方系と南方系の植物が混在して豊かであり、陸上維管束植物で 800 種以上、海藻で 100 種以上が記録されている。この中には、知床半島固有種のシレトコスミレ、海藻では分布域の狭い特産種のアツバスジコンブ等を含む。陸上に生育する維管束植物相の 4 分の 1 以上を高山植物が占めることも大きな特徴である。

## エ．動物相

知床半島は、複雑な地形と海岸から高山帯まで人手の加わらない様々な植生が連続しており、豊かな海に囲まれた多様な生息環境は、多くの野生動物を原生的な状態で育ててきた。しかも、温帯と寒帯の境にある知床は、北方由来と南方由来の動物相の交点にあり、多様な動物相を現在まで維持している。

哺乳類は、陸上哺乳類 34 種、海生哺乳類 28 種が確認されており、このうち食物連鎖の頂点に位置するヒグマは世界有数の高密度状況で維持されている。

鳥類は、国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等を含む 264 種が確認されており、このうちシマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、クマガラなどが天然記念物に指定されている。

魚類は、淡水魚類 42 種、海水魚類 223 種が確認されており、北方系魚類を主としながらも、オホーツク海で唯一の暖流である宗谷海流の影響により南方系魚類が多く見られることが特徴である。

この他、爬虫類 7 種、両生類 3 種、昆虫類 2,500 種以上が報告されており、知床の動物相は、その特異な生息環境により多様な種から構成されている。

## (5) 社会環境

### ア．歴史

厳しい自然環境による開発の難しさと、地元住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、知床の自然は原生的な状態を今日まで保ってきた。

知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチなどを神と崇め、豊かな自然を大切にされた文化を育んだ。~~豊かな海や山の恵みを糧として、ヒグマやシマフクロウ、シャチなどを守り神としていたアイヌ民族の狩猟採集文化の時代は 19 世紀半ばまで続いた。~~斜里側では大正明治時代から入植が数度試みられたが、自然環境・社会環境の厳しい条件が重なり、昭和 41 年（1966 年）までに開拓者はすべてその土地を離れた開拓地はすべて放棄された。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、昭和 39 年（1964 年）に知床国立公園に指定されたのを始めとして、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区の指定など数々の保護制度が適用された。また、昭和 52 年（1977 年）には開拓跡地を乱開発から守り森林に復元することを目的として、地元住民と自治体が主体となった「しれとこ 100 平方メートル運動」がスタートした。

### イ．利用状況

候補地の多くの面積を占める知床国立公園及び周辺地域では、現在、年間約230万人の利用者が訪れる。中でも、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉は利用頻度が高く、知床五湖には年間約50万人が自然探勝を目的に訪れる。

利用者の利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年は登山、トレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加してきており、質的に変化してきている。え、多様化が進んでいる。

#### ウ． 一次産業

候補地の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域に指定されており、木材生産を目的とした森林施業は行われていない。

また、地域の主要な産業である水産業については、生産力の高い豊かな海に支えられ、サケ、マス、コンブなどの水産資源の持続可能な利用が図られている。

#### エ． 土地所有形態

土地所有形態は林野庁所管の国有林が　パーセントを占めており、一部にその他の国有地、北海道有地、私有地が含まれている。

### 4． 管理の枠組み

#### (1) 基本的な考え方

本地域が有する世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持していくことを目標として、以下に掲げる既存の各種制度を適正に運用し、陸域から海域にわたる候補地全体の一体的な管理を行う。また、それぞれの制度を所管する行政機関による緊密な連携と地域住民や関係団体の幅広い参加・協力により、効果的な管理が推進されるよう努める。

#### (2) 地域指定制度等の概要

候補地は、原生自然環境保全地域、国立公園の特別保護地区、特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区、同特別保護地区及び特別保護指定区域等として、以下のとおり保護を図っている。

また、候補地内には、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ等の野生動物が生息しており、これらの野生動物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法に基づき保護されている。

漁業に関しては、国内法令や規則、漁業者の自主的な取り組み等により、水産資源の持続可能な利用が図られている。

#### ア． 原生自然環境保全地域

「原生自然環境保全地域」は、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき昭和55年(1980年)2月に知床の遠音別岳周辺が知床国立公園の区域から除外され、「遠音別岳原生自然環境保全地域」に指定された。こ

の原生自然環境保全地域の全域が、候補地に含まれている。

原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。

#### イ． 国立公園

「国立公園」は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき昭和 39 年（1964 年）6 月に「知床国立公園」に指定された地域のすべてが候補地に含まれている。公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新築や木竹の伐採等の行為は環境大臣の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火などについても環境大臣の許可が必要とされ、より厳正に保護が行われている「特別保護地区」、並びに海面の埋め立て等の行為に環境大臣への届出が必要とされる「普通地域」がそれぞれ国立公園の保護計画に基づき指定され、この地種域区分に応じて規制されている。また、自然を保護しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の利用計画に基づき、歩道やビジターセンター等の整備が行われている。

#### ウ． 森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することによって、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域ごとの具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」に沿って設定し管理する地域である。

本制度に基づき平成 2 年（1990 年）4 月に知床半島の中心部の地域は、「知床森林生態系保護地域」に設定された。最も原生的状況を呈する林分であり、森林生態系の厳正な維持を図る地区である「保存地区」は、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように緩衝の役割を果たす地区である「保全利用地区」については、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。

#### エ． 鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることにより生物の多様性の確保等に寄与することを通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保等に資することを目的として、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。

同法に基づき平成 13 年（2001 年）11 月に指定された鳥獣保護区及び特別

保護地区が候補地と重複している。鳥獣の捕獲及び卵の採取等が禁止されている「鳥獣保護区」、また、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」が指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、動植物の採捕、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を持ち込むことや鳥獣の営巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。

#### オ． ~~オ~~国内希少野生動植物種

「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、政令で定められるものである。

候補地に生息する動物のうち、オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ等が国内希少野生動植物種に定められており、捕獲や殺傷、譲渡し等が禁止されている。

#### カ． ~~カ~~天然記念物

「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている地域を含む）で我が国にとって学術上価値のあるもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。

候補地に生息する動物のうち、4種の鳥類（オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ、クマゲラ）並びに1種の昆虫類（カラフトルリシジミ）が天然記念物に指定されている。

天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。

#### キ． ~~キ~~水産資源の保護

水産資源の保護措置については、漁業法及び水産資源保護法に基づく北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則により、ホッキガイやウニなどの体長等による採捕の制限又は禁止、水海中に電氣流を通じて採捕する漁法など漁法の制限又は禁止、採捕の禁止区域や禁止期間の設定などが行われている。

知床地域の主要な水産資源であるサケ・マスについては、ふ化放流事業のための産卵親魚の確保を目的として、内水面での採捕のほか、羅臼川、イワウベツ川など4河川の河口付近の海面での採捕が禁止されている。

また、オンネベツ川は、水産資源保護法に基づき保護水面に指定され、周年、全ての水産動物の採捕が禁止されている。

### （3）管理体制

#### ア．基本的な考え方

候補地は、上記の各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道が、地元斜里町及び羅臼町との密接な連携のもとに一体となった管理を行う。また、地元の関係団体等は、候補地の適正な保全管理が円滑に図られるよう協力する。

関係行政機関、団体との効果的な協力、連携を図るため、候補地の管理に当

たっては、上記関係行政機関及び地元関係団体間の連絡調整の場として「知床世界遺産候補地地域連絡会議」(以下「地域連絡会議」という。)を設置する。

この地域連絡会議における検討に際しては、地域住民からの意見や提案を幅広く聴いていくものとする。

また、候補地の適正な保全管理、調査研究に密接な関わりを有する(財)知床財団、(財)自然公園財団、知床博物館、知床自然センター、知床鳥獣保護区管理センター、羅臼ビジターセンター、知床森林センターなどの公的機関や専門家との密接な連携、情報交換を行う。

#### イ. 候補地の管理に係る関係行政機関の体制

(ア) 環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所(ウトロ自然保護官事務所、羅臼自然保護官事務所)

ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所に自然保護官を配置し、国立公園、原生自然環境保全地域、鳥獣保護区の管理にあっている。

またシマフクロウ保護増殖事業の業務を実施している。

(イ) 林野庁北海道森林管理局北見分局・帯広分局、知床森林センター、網走南部森林管理署(ウトロ森林事務所、峰浜森林事務所)、根釧東部森林管理署(羅臼森林事務所)

知床森林センター並びにウトロ森林事務所、峰浜森林事務所及び羅臼森林事務所に職員・森林官を配置し、森林の巡視を行うとともに、登山等により国有林に入林する利用者から入山届を受理し、入山状況を管理している。  
知床森林生態系保護地域等の国有林の管理や整備・保全にあっている。  
さらに、また、シマフクロウ保護増殖事業等の業務を実施している。

(ウ) 北海道(網走支庁、根室支庁)

両支庁に、それぞれ環境生活課、水産課及び林務課を置いて職員を配置し、環境生活関係では、国立公園に係る管理の協力、野生生物の保護管理等、水産関係では、水産業の振興や漁業の許可、漁業の操業調整などの漁業資源の管理、また、林務関係では、民有林の適正な整備及び保全を図るために、指導を行っている。

(I) 斜里町

環境保全課では、自然保護業務、野生動物保護管理、環境対策、100平方メートル運動等についての事務を行っている。また、(財)知床財団を設置して、野生動物の保護管理や100平方メートル運動などの現地業務等を行っている。

水産林務課では、水産振興や漁港管理上の事務を行っている。

(オ) 羅臼町

環境課では、自然保護及び野生動物保護管理などの環境保全業務を実施しており、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行なっている。また、羅臼ビジターセンターにおいて、公園利用者への情報提供や案内、適正な利用のための指導を行っている。

水産課では、水産振興や漁港管理上の事務を行っている。

#### 5. 管理の方策

##### (1) 基本方針

###### ア. 原始性の保持

知床は、半島に通ずる車道や地域内の歩道に限られ、到達ルートが限定され

ていることから、我が国の国立公園の中でもまとまりをもって原始性が保たれている地域であり、候補地の管理に当たっては、この原始性を次の世代に継承できるよう細心の注意を払う。

#### イ． 陸域及び海域の統合的管理

知床の遺産としての価値は、流水が育む豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸域生態系の相互関係に特徴があり、また、このような特徴に依存して世界的な絶滅危惧種であるオオワシ、オジロワシ、シマフクロウの重要な生息地になっている点にある。

したがって、陸域と海域の生態系を指標するような生物の生息状況、植物群落や植物相の状況、水質や流況など基盤となる環境の状況などを把握しつつ、知床を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じる。

#### ウ． 核心地域、緩衝地域

候補地のうち、自然環境が良好に保たれ、将来にわたり厳正な保護管理を図る必要のあるまとまりをもった地域を核心地域とし、その周辺に、核心地域の自然環境を保護するための緩衝帯を設け、緩衝地域とする。

核心地域では、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保護制度に基づき厳正に規制する。既存の工作物を改築、増築する場合であっても自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう慎重に取り扱う。

陸域の緩衝地域では、必要に応じ一定の行為を規制し、現状の保全を図る。特に核心地域の自然環境に影響を及ぼす行為については、厳正に規制する。海域の緩衝地域は国立公園普通地域になっていることから、海面の埋立などの行為については、陸域及び海域の自然環境に影響を及ぼすことのないよう適正に対処する。

#### エ． 一次産業との両立

候補地（陸域）の % を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域に指定されており、木材生産を目的とする森林施業は行われていない。また極一部に民有林が含まれるものの、同様の森林施業は行われていない。

流水がもたらすプランクトンにより知床周辺海域の生物資源は、他の海域に比べ非常に豊かである。本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさのこの恩恵を受けている水産業にあっては、知床に生息する野生動物の保護と地域の産業活動との共存に配慮しながら、水産資源の持続可能な利用を図る。

#### オ． 自然の適正な利用

原生的な自然環境と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系の将来にわたる保全を前提として、観光、自然探勝等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことのないよう、一定の制限、ルールのもとに適正に行うことを基本とする。



## (2) 陸域の生態系及び自然景観の保全

### ア．基本的な考え方

知床が有する原始性、豊かな生態系や優れた自然景観を将来にわたって保全するため、核心地域にあっては、基本的に自然の遷移推移に委ねる管理を原則として適正な管理を行う。

また緩衝地域にあっては、極力、核心地域の生態系、自然景観へ悪影響が及ぶことのないような自然環境の管理を行う。

### イ．植生及び野生動物の保護管理

#### (ア) 植 生

候補地(陸域)の全てが遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区・特別地域又は知床森林生態系保護地域に指定されており、これらの制度に基づき、植生の適正な管理を行う。

エゾシカの採食圧による自然植生への影響については実態把握を行い、所要の対策を検討する。特に知床岬地区の高茎草本群落、風衝草原の保護対策を早急に検討し、可能な範囲でエゾシカ侵入防止柵の設置などの対策を講じる。

山岳稜線部や知床岬等での人の踏みつけによる植生の損傷状況を引き続き把握し、立ち入りの制限、適正な誘導、植生の修復等を行う。

緩衝地域に位置する「しれとこ 100 平方メートル運動地」については、幅広い市民参加のもとに森林の回復に関する事業を推進する。

#### (イ) 野生動物

候補地の~~一~~全てが、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園特別保護地区・特別地域又は知床森林生態系保護地域又は国指定鳥獣保護区となつてに指定されており、これらの制度に基づき、シマフクロウなどの希少鳥類をはじめとする多様な野生動物の生息地の保護や狩猟の禁止などを図る。また、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区では野生動物の捕獲や殺傷が禁止されている。さらに、候補地の全てが国指定知床鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されているほか、野生鳥獣の捕獲には環境大臣の許可が必要である。こうした措置により、野生動物の適正な管理を行う。

国指定知床鳥獣保護区マスタープラン(2003年3月)に基づき、以下の方針により野生動物鳥獣の保護管理を推進する。また、これらの野生鳥獣の中には候補地の内外にわたって行動するものも多いことから、周辺地域も考慮に入れて保護管理のあり方を検討していく。

a．生態系の自然状態における遷移と循環を維持・保全することを基本として野生動物鳥獣の生息地の保護を図るとともに、人為の影響により著しく増加あるいは減少した野生動物鳥獣については、科学的にその生息状況を把握し、必要な対策を検討する。

b．野生動物鳥獣の生息状況、個体群の動向、生息環境、生態等に関する調査研究を進め、必要に応じて個別の野生動物鳥獣毎の保護管理計画を検討する。計画の運用にあたっては、現状に関するモニタリングを実施し、その結果をフィードバックして所要の見直しを行う。

c．人と野生動物鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、餌やり等の防止、ゴミの持ち帰り等の指導、野生動物鳥獣の生態等に関する普及啓

発を推進する。

d．ルシャ、テッパンベツ川流域の特別保護指定区域においては、植物の採取・損傷、たき火、車馬の乗り入れ、撮影その他、野生動物鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制する。

e．主な野生動物鳥獣毎の管理方針は、以下のとおりとする。

(a)エゾシカ

積雪期における航空機を用いた分布調査、死亡収容個体からの年齢査定調査、斜里町・羅臼町が主体となったスポットライトセンサスなどにより生息動向を把握するとともに、エゾシカの採食による植生への被害状況をモニタリングし、関係行政機関、団体、専門家等と協力して知床におけるエゾシカの管理計画を作成する。

(b)ヒグマ

知床では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていることから、電波発信機を用いた行動調査や生息環境の利用状況調査等の結果を踏まえ、個体群の動態を把握し、適正な保護管理を行う。特に利用者や地域住民とヒグマとの軋轢を回避するために、誘引物の除去、追い払い等の対応、利用者の行動制限を含む利用システムの構築、適切な施設整備及び利用者等への普及啓発、情報提供に努める。

(c)シマフクロウ

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。

知床に生息するシマフクロウは、人工給餌に依存する個体がほとんどなく、自然下で繁殖しており、本種の保護上極めて重要な生息地となっている。また、縄張りからあふれた個体が周辺地域へ移動することによる「供給源」的役割を有していると考えられる。

このため、つがいの生息が確認されている河川の周辺においては、極力、自然環境を現状のまま維持するとともに、必要に応じ生息環境の改善を行う。また撮影のためのシマフクロウへの接近が生息を攪乱しないよう、入り込み者への指導を行う。さらに、繁殖期の生息状況調査、巣立ちビナへの標識装着などを引き続き実施する。

(d)オオワシ・オジロワシ

オオワシ、オジロワシともに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。

知床の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内でも最も重要な環境となっている。また一部はオジロワシの繁殖地となっている。このため、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。

ウ．自然景観の保全

山岳、湖沼、滝、海岸段丘崖に代表される知床の優れた自然景観を保全するため、原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域等の保護地域制度に基づき、工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取などの行為に関する許認可等を適正に行う。

また、海岸部に漂着したゴミなどについては、関係行政機関の連携のもと、地域の住民や関係団体の協力も得て、その除去に努める。

#### エ． 河川環境の保全

河川に生息する魚、特にサケ科の遡河性魚類は、ヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシなど食物連鎖の頂点に位置する大型哺乳類、猛禽類の餌にもなっており、海洋生態系と陸域生態系を有機的に繋ぐ重要な役割を有していることから、河川環境の保全を図るとともに必要に応じや改善に努めるを図る。

このため、河川環境に影響を及ぼす各種工作物の設置に際しては、河川に生息する生物に悪影響を及ぼさないよう、配置や工法上の検討を行うとともに、汚濁防止措置を講じるなど十分な配慮を行う。

~~サケ・マス定置網漁業による採捕は、回遊して来るサケ・マスの全てを対象としたものではなく、サケ・マスの一部については、河川への自然遡上河が確保されている。また人工孵化放流事業については、必要な親魚の採捕終了後は、河口からの自然遡上河が可能となっており、このような措置を今後とも継続していく。~~

回遊してくるサケ・マスは、定置網漁業により採捕されているが、定置網で採捕されないサケ・マスは、河川への自然遡上が確保されている。

なお、人工孵化放流のため親魚を捕獲している河川についても、必要な親魚の捕獲終了後は、上流への遡上が可能となる個体もあることから、このような措置を今後も継続していく。

#### オ． 外来種への対応

外来種の定着実態の把握を進めるとともに、侵入経路を推定し、有効な予防対策を検討する。

知床岬地区に侵入、定着している外来植物のうち、生育区域の拡大が著しいアメリカオニアザミについては、生態系からの除去を図る。また、~~オオバコ~~など靴等への種子付着が原因と考えられる外来植物が確認されていることから、候補地への外来種の侵入を防止するためのルールづくりを進める。

知床半島の基部では、シマフクロウなどへ悪影響をもたらすアライグマの侵入が懸念されているところであり、足跡や糞等の痕跡が見つかった地域では、捕獲に努める。なお、ペットとして飼養されているアライグマなど特定の外来種については、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、飼養が届出制となっているが、外来動物については今後とも適正に管理しまたペットとして飼育されているアライグマを遺棄しないよう、飼い主関係者への普及啓発に努める。

北海道内水面漁業調整規則に基づき、~~ブラックバス、ブルーギル及びブラウントラウト、カワマス~~など5魚種の移植は禁止されており、その普及啓発に努めるを行う。

### (3) 海域の保全

#### ア． 基本的な考え方

知床の周辺海域は、流水がもたらすプランクトンを基礎とした生物生産量が豊かであり、これに依存する形で豊富な魚類や海生哺乳類、鳥類が生息している。また産卵のために遡上するサケ科に代表される魚類は、ヒグマや猛禽類、

海鳥などの餌として重要な役割を有しており、陸域の生態系にも深く関わっている。

したがって、海域にあっては陸域の生態系との繋がりを十分踏まえた上で、住民の漁業生産活動に配慮しながら、海域に生息する野生動物の保護や水産資源の持続可能な利用を行っていく。

#### イ．水産資源の管理

知床周辺海域における漁業は、海域の生物生産量の豊かさに支えられた形で、これまで持続的な漁獲量を維持してきており、引き続き、「北海道海面漁業調整規則」、「北海道内水面漁業調整規則」等漁業に関する法令や規則の規定や漁業者の自主的な取り組み（漁の自粛区域の設定、ゴミの持ち帰りの徹底禁漁区の設定等）により、適正な資源管理を行っていく。

特に、サケ・マスの定置網漁業や人工孵化放流事業については、今後ともサケ・マスの安定的な漁獲と河川への自然遡河上の両方の確保を図っていく。

#### ウ．海生哺乳類・海鳥の保護

サケ・マス定置網については、設置期間を限定しが設定されており、それ以外の時期には撤去することによりされることから、冬季に回遊する鰭脚類等の海生哺乳類の偶発的な捕獲が軽減されている。を避けており、引き続きこのような措置を継続する。また、定置網の設置期間にであっても、海生哺乳類が偶発的に網に入った場合には、可能な範囲で解放している。今後、偶発的な捕獲ができるだけ回避されるような方策について、関係者と検討を行う。

トドについては、例年、10月末から翌年5月にかけて、日本海や知床など北海道沿岸に回遊するが、その採餌行動により、特に日本海沿岸海域で大きな漁業被害をもたらしているが、道では、被害防止対策として、漁業法に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕の制限を平成6年（1994年）から実施するとともにトドに破られにくい強化網の小定置網への導入や強化刺し網の開発・普及により、北海道全域においてトドによる漁業への影響を最小限にするための対策が講じられており、両者と漁業との共存に向けた取り組みが行われているを図っていく。なお、知床周辺海域におけるトドについては、効果的な被害防止対策の検討と併せ、トドの回遊状況、採餌行動や食性等に関する調査並びに漁業との相互関係についての実態調査等を通じ、知床周辺海域のトドを含む海洋生態系の保全管理を図っていく当該海域における個体群が維持されるよう、具体的な共存方策を検討するため、当該海域における回遊状況や採餌行動の実態などについてさらに調査していく。

知床では流し網による漁が行われておらず、また斜里側では底刺し網や中層刺し網が刺し網漁の主体となっているなど、漁網による海鳥の偶発的な捕獲の可能性は比較的低いと考えられる。しかしながら、マダラウミスズメなどは、現在のところその生態が十分把握されていないことから、今後も情報の収集に努め、住民の漁業生産活動との共存に十分配慮しながら必要に応じ対策を検討する。

#### エ．海洋油汚染対策等

候補地及びその周辺海域において、万一、油汚染が発生した場合には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講じていくものとする。

各機関においては、油汚染発生時における環境影響調査、野生生物の保護等

の対策措置を講じる上で参考となる情報の収集、整理を進め、その共有化に努める。

なお、北海道では、2000年3月に「流出油事故災害対応マニュアル」を作成して、北海道周辺海域で大規模な流出油事故災害が発生した場合には、関係機関の協力・分担により、迅速かつ的確に流出油を回収・除去できる体制を整えるとともに、環境影響調査（水産資源の被害調査・対策、水質等の監視、海岸域の植生に関する影響調査、海鳥類への影響調査）、野生生物の保護收容等を行うこととしている。このマニュアルをもとに、関係機関相互の連携・協力体制の一層の確保に努める。

さらに、海域の生態系は、海水の流れによって物質や生物が運ばれることから、広域的につながり合っているという特質を持つ。そのため、周辺地域の開発や土地利用に伴い河川や海域に土砂や汚濁物質などが流出すると候補地の生態系や水産資源に悪影響が及ぶおそれがある。こうした悪影響が生じることのないように、周辺地域の開発や土地利用に際して適切な環境配慮が織り込まれるように努める。

#### (4) 自然の適正な利用

##### ア. 基本的な考え方

観光、自然探勝等の利用については、世界遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないように、候補地における利用形態ごとの特性に応じて、一定の制限のもとに適正に行われるようにするものとし、そのため、知床の原生的な自然に相応しい利用のルール（「知床ルール」）作りを進める。また、過度な利用の集中に伴う問題が生じないように、候補地の周辺地域も含めた様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。こうした取り組みを通じて原生的な自然の保全と人々に感銘を与える質の高い利用との両立を図っていく。

利用者に対しては、事故防止のための注意喚起等を行うことに加え、自らの身は自らが守るという自己責任意識の普及啓発に努める。

関係機関が連携し、利用状況や利用に伴う自然環境への影響について継続的なモニタリングを行い、その結果に応じて影響防止のための適切な対策を講じる。

##### イ. 主要利用形態毎の対応方針

###### (ア) 観光周遊

候補地の利用形態として最も一般的な形態は、自動車や観光船による観光周遊である。候補地内で自動車による観光周遊に供されている地区にはカムイワッカ、知床五湖、知床峠、羅臼温泉等があるが、車道が比較的少ないことから周遊地は限定されている。周遊しながら、それぞれの利用拠点で風景の鑑賞や徒歩による自然の探勝、観察などが行われている。

候補地の原始的な自然環境の保全の重要性に鑑み、自動車利用の増大による支障を招くような新たな車道の設置は、原則として行わない。現在、自動車による周遊に供されている主要な展望地や利用拠点については、利用者が快適に利用でき、候補地の自然景観等を鑑賞できるよう、過剰利用の抑制や自然環境への影響防止に十分配慮しつつ、適切な整備を図る。

一方、自動車利用の増大から自然環境への悪影響が懸念され、もしくは利用環境が悪化している状況が見られる場合には、代替交通機関によるマイカー規

制などの影響緩和措置について、地元関係者の意見を聴きつつ検討し、効果的な対策を実施することによりを実施し、自動車利用の適正化を推進する。また自然環境の保全と質の高い利用を推進するため、シャトルバスの積極的な導入についても検討を行う。なお、知床五湖等利用者が集中する拠点や到達道路が限られているカムイワッカ地区については、自然保護等のため現在行われている夏期の自動車利用適正化対策の充実を図る。

知床五湖地区は、当該国立公園の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する。

また、斜里側と羅臼側を結ぶ車道である知床横断道路については、ハイマツを含む高山帯を通過していることから、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に留めるため、知床峠を除き通過利用を原則とし、道路上での駐車規制を引き続き実施するとともに、道路の適切な維持管理を行う。

自動車や観光船の利用者が野生動物に餌を与えたり、ゴミを捨てたりする行為が、野生動物の生態に悪影響を及ぼすおそれもある。こうした利用に伴う野生動物への影響を防ぐためのルール作りを行い、注意喚起、普及啓発を徹底する。

#### (イ) 登山・トレッキング

候補地内の山岳部を中心として、登山やトレッキングの利用が行われている。

これらの利用は、脆弱な高山帯の植生や貴重な野生動物の生息・繁殖地などを含む原生的な自然環境の地域を対象として行われることから、こうした自然環境に対して悪影響が生じないようにする必要がある。また、ヒグマが高密度に生息する地域であることから、ヒグマと遭遇する場合もあり、可能な限りヒグマとの軋轢を回避することも必要である。

このため、自然環境保全上の配慮事項やヒグマ遭遇時の対応法、ゴミ・食料の管理方法などについて、指導・普及啓発を行う。加えて、利用に伴う自然環境への影響やヒグマの行動形態等を把握しつつ、必要に応じて、利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間の限定等）などの適切な措置をとる。また、植生の保護や登山者の危険防止に配慮した歩道等の適切な整備と維持管理を行う。

登山・トレッキングに伴うキャンプについては、テント設営や焚き火による自然植生の衰退、植物の損傷が生ずることも懸念されることから、指定された地域以外でのキャンプは行わないよう利用者への指導を徹底する。また、知床山系の登山道のキャンプ指定地にはヒグマ対策用のフードロッカーが設置されていることから、利用者に対し、キャンプの際は安全対策としてフードロッカーを利用するよう指導する。その他の地域におけるキャンプについてはフードコンテナを持参するよう普及啓発を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、し尿処理に関するルールやマナーの普及啓発など必要な対策を検討する。

#### (ウ) 海域のレクリエーション利用

観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼす

ことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制誘導に関する申し合わせ」等により、関係機関などが連携し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化極力抑制する。

また、候補地の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥の繁殖地・生息地となっているため、観光やレジャー目的の船舶の航行がこれら海鳥の生息に影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥等の自然環境に支障を与えないようルール作りを行うとともに、普及啓発を行う。

シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、野営や風待ちなどのために陸域への上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、一定のルールのもとに適正に行われるようにする。

シロザケやカラフトマスが来遊する時期には、遊漁船などを利用して、釣りが行われている。サケ・マス等の遊漁については、現状を踏まえた上で遊漁関係者等と連携協力し、釣りによる上陸を行う場所を特定したり、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の処置を適切に行うよう指導するなど、自然環境への悪影響を防止する。

なお、これらの観光やレジャー目的の船舶、シーカヤックの利用に関するルールを検討する際には、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮する。

#### (I) その他の利用

候補地ではエゾシカやヒグマ等の野生動物の姿を見ることが日常的であるが、これら野生動物の写真撮影や観察については、繁殖活動に悪影響を与えることがあってはならない。また、高山帯や湿地等の脆弱な植生を有する地域においては写真撮影などを目的とした歩道外への踏み出しによる植生衰退を防止する必要がある。このため、利用者への指導や普及啓発活動によりこれらの行為の抑制に努める。ルシャ・テッパンベツ川流域では、特にヒグマが多く生息し、その生態を撮影しようとするカメラマンの入り込みも見られることから、鳥獣保護区特別保護指定区域の規制をはじめ、必要な措置を講じて、写真撮影等による悪影響が生じないように適正に指導、管理を行う。

冬期のクロスカントリースキー等による利用は、オジロワシなど希少鳥類の繁殖活動等に~~△の悪影響を及ぼすおそれもあることから~~自然環境への影響防止に十分配慮するよう雪崩の危険等が懸念されることから、知床自然センター等において事前の指導や普及啓発を行う。また雪崩等の危険区域の周知徹底に努める。

遠音別岳原生自然環境保全地域及び知床国立公園へのスノーモービルの乗り入れは規制されていることから、違法な乗り入れが行われないよう巡視・取り締まりを行う。

#### ウ．自然解説ガイドの育成

候補地における最も一般的な利用は、自動車や観光船による観光周遊であるが、知床の持つ価値を保護し、次の世代へ引継ぐためには、知床の自然環境及びその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、自然の中を歩くツアーや野生生物の観察といった質の高い体験型の利用の導入・普及を進めることも大切である~~△誘導・転換していくことが望ましい。~~

このような利用を推進していくため、関係機関や団体等が協力して、また、地域に暮らし、産業を営む人たちの知恵やきめ細かな情報を活かしながら、自然解説等を行うガイドの人材育成及び利用プログラムの構築と実践を図っていく。

## エ．主要施設の運営方針

### (ア) 知床自然センター

知床の原始的な自然環境の保全及びその再生と賢明かつ持続的な利用の推進を目的として、自然保護思想の普及啓発や利用案内、自然観察、安全指導その他の情報発信の拠点施設として位置付け、運営を行っていく。

### (イ) 知床鳥獣保護区管理センター

野生動植物の生息・生育状況、生態及び鳥獣保護区や野生動物の保護管理に係る調査研究を推進する。

### (ウ) 羅臼ビジターセンター

羅臼地区における情報発信の中心的な施設として、関係団体・機関、ボランティア等と連携し、施設の管理運営及び国立公園の適正な利用を推進する。自然保護教育活動の拠点として、自然環境等の調査・資料の収集・保管・提供を行い、施設の整備拡充を図る。また、当該施設を活動拠点とした自然解説ボランティア活動の拡充を図るとともに、パークボランティアの指導育成を推進する。

正確でリアルタイムな現地情報の収集に努め、利用者に対する情報提供の強化を図る。

### (イ) 知床森林センター

知床の生態系や貴重な森林の保護の必要性の普及啓発、自然観察教育林の巡視、施設、標識類の管理・整備、森林や動植物に関する調査などにより、森林のもつ多面的機能の普及啓発を行う。

## オ．情報提供、普及啓発

候補地の適正な利用を導くための標識、案内板を所要の箇所に整備する。

主要利用施設において利用者への自然情報等の提供、ルールやマナー等の普及啓発に関する展示、レクチャー等を行う。

候補地のうち特に自然環境への十分な配慮が必要な地域へ立ち入る利用者に対しては、事前にヒグマ等野生動物への対処、危険の回避、マナーの徹底等に関する指導を行う。

このほか、ホームページ等を活用して、候補地の自然や利用に関する情報、保全管理の取り組みなどについて、広く国内外に情報を発信、提供する。による情報の提供や、候補地内外における情報提供施設の充実に努める。

また、候補地を訪れる利用者は、すべてウトロまたは羅臼を通過することになり、両地区は候補地の入り口であると同時に、宿泊利用拠点、交通や利用アクセスの結節点としての役割も担っている。このため、両地区において、候補地の入り口に相応しい環境づくりを進めるとともに、地域の観光事業者や市民活動団体等との連携・協働のもとに、自然や歴史、文化、利用などに関するきめ細かな情報の提供、保全意識の醸成、利用ルールやマナーの



普及啓発などの機能を拡充していく。

このような取り組みを効果的に進めていくため、候補地内外の各種利用施設、情報提供施設間の機能分担、連携について検討しながら、情報提供・普及啓発の拠点機能を有する施設の一層の充実を図る。

#### カ．巡視

(「(5) 管理事業の実施」へ移行の上一部追加修正)

### (5) 保全管理事業の実施

候補地を将来にわたって適切に保全していくため、以下により保全管理の充実を図る。

#### ア．関係行政機関等による巡視

環境省自然保護官、林野庁森林管理署森林官、国指定知床鳥獣保護区管理員、北海道の自然保護監視員のほか(財)知床財団、(財)自然公園財団職員が適宜、候補地の巡視を行っており、利用状況や自然環境の状況を的確に把握し、利用者の指導や違反行為の取り締まりを行うために、巡視体制の一層の充実に努める。

また、夏期の利用繁忙期に実施している関係行政機関による知床岬の合同巡視を引き続き実施するとともに、巡視体制の一層の充実に努める。

#### イ．保全管理事業の実施

上記の巡視や調査研究・モニタリングの結果から、自然環境の保全上必要と判断される場合には、標識、ロープ、柵の設置等による立ち入り防止対策、荒廃または裸地化した植生の復元、外来種の除去などの事業を行う。また、対象地域の美化清掃活動や利用施設のきめ細かな維持管理を引き続き実施する。

### (6) ~~(5)~~ 調査研究、モニタリング

#### ア．基本的な考え方

陸域と海域との生態系のつながりや健全性などについて、科学的な調査研究や長期にわたるモニタリング等を実施し、適正な管理に必要な基礎的データの収集に努める。

そのため、関係機関、団体、研究者等との連携、協力体制を整備する。併せて、調査研究やモニタリングで得られた情報の共有化、有効活用のための仕組みを設ける。

自然環境に関するデータを継続して収集するため、全国に約 1,000 箇所設けられるモニタリングサイトの一部を知床に設定するなど、陸域及び海域にわたる長期的な生態系に関するモニタリング調査を実施する。

#### イ．植生及び野生動物

##### (ア) 植生

これまで自然環境保全基礎調査や局地的な植生調査により、植生の把握が行われてきた。引き続き衛星画像や航空写真の解析などにより、マクロ的な植生の変化を把握する。

調査区における植生調査の実施や定点からの継続的な写真撮影などを通

じて、重要箇所の植生変化を把握する。

知床岬の風衝草原植生のうち、エゾシカによる採食、踏み荒らしを避けるため設置した防護柵により囲われた区域では、植生の回復状況を継続的にモニタリングする。

#### (イ) エゾシカ

これまで積雪期における航空機を用いた分布調査、死亡収容個体からの年齢査定調査、夜間のスポットライトセンサスなどを実施し、生息動向の把握に努めている。

このような調査を引き続き実施することに加えてとともに、生息密度と森林生態系への影響との関係を明らかにする調査を実施し、エゾシカの採食による樹木や植生への影響に関するモニタリングを行い、効果的な対策を検討するとともに、管理計画の作成や見直し等に反映させる。

#### (ウ) ヒグマ

知床半島における現状の生息密度を維持していくため、ヒグマの生息分布、行動形態などに関する基礎的な調査研究を引き続き行う。

また、ヒグマによる事故発生記録や出沒情報等の蓄積を図るとともに、利用者や地域住民との遭遇が懸念される地域にあっては、生息個体への発信器装着や巡視などにより行動形態の詳細を把握し、事故等の発生を未然に防止する。

#### (イ) シマフクロウ

北海道において最も高密度に生息し、周辺地域への「供給源」的役割を果たしている知床半島の個体群を維持していくため、保護増殖事業の一環として、生息分布調査、繁殖期の生息状況調査、巣立ちビナへの標識装着などを引き続き行う。

#### (オ) オオワシ・オジロワシ

1980年以降、知床を含む北海道東部一円においてオオワシ、オジロワシの冬期カウント調査が行われており、引き続き越冬状況の経年的な調査を実施する。

また、オジロワシの繁殖状況調査、オオワシへの発信器装着による渡りルート調査等を通じ、生息状況の把握に努める。

#### (カ) 海生哺乳類、海鳥類

トド、アザラシなどの海生哺乳類及び海鳥類の分布や行動等の生息状況については、十分な情報の蓄積がなされていないことから、関係機関が連携・協力して、データの収集、整理、蓄積に努める。

### ウ．景観

幾つかの定点を特定し、経年的な景観撮影を行うことにより、自然環境の変化をモニタリングする。

### エ．外来種

アメリカオニアザミ、オオバコをはじめとする外来植物の分布の拡大は、在来植物へ深刻な悪影響をもたらす。したがって外来植物の分布状況を把握した上で、生態系からの除去を含む効果的な対策が講じられるよう必要な調査を行う。

アライグマについては、今のところ候補地では目撃報告情報がないものの、一旦定着すると生態系への悪影響が危惧されることから、各種調査や巡視等の機会を通じ、侵入の早期発見に努める。

またその他の外来種についても、生態系のモニタリングなどを通じ、早期発見に努める。

#### オ． 海洋生態系等

水産資源の漁獲量を継続的に把握することに加え、海洋生物研究者等と連携し、漁業生産、海洋生物、気候、流氷等に関するデータを収集、蓄積する。また調査研究成果に関する情報交換を行うなどして、知床半島周辺海域における海洋生態系の状況をモニタリングする。

#### カ． 利用状況

自然環境への過剰な負荷がかからないよう、主な施設、地域における利用、入り込みの状況と利用に伴う自然環境への影響を把握する。

### 6． 計画の実施その他の事項

#### (1) 計画の実実施等

知床の適正な保全・管理が遂行されるよう、本管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、関係機関、団体は緊密な連携・協力の下、最大限努力する。

候補地の自然環境の管理に関する細部にわたる取扱いについては、地元関係者等の意見や提案を幅広く聴くとともに聴き、知床世界遺産候補地地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、候補地の適正な管理を推進する。

候補地の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、専門家によるグループを設置し、密接な連携体制を確立する。

加えて、候補地の保全管理や適正な利用を進めていく上で、地域の市民活動団体との協働関係を築くとともに、こうした関係を軸として、地域住民の積極的な参加・協力を得ることにより、地域ぐるみの活動を展開していく。

本管理計画は、自然条件や社会条件の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。その際、地元関係者等の意見を聴く。

#### (2) 地元自治体の取り組み

候補地に関係する斜里・羅臼両町の人口はそれぞれ、1万3千人及び7千人となっており、候補地の隣接地域に暮らしている人たちも多い。候補地の保全管理を充実させていくためには、候補地の周辺地域も含めて、環境保全に配慮した生活スタイル・生産活動を普及・浸透させていくことが大切である。両町では、これまでも、地域固有の資産である知床の原生的な自然の保護に加えて、河川や海域の汚染防止、ゴミの減量化、省資源・リサイクル、美化清掃、低公害車の導入、地域の子供たちを対象とした環境学習や自然体験活動の推進など、身近な生活環境を保全し、自然と共生する地域を形成してい

くための様々な取り組みを行ってきた。今後、地域の環境意識をより一層高めつつ、こうした豊かな地域づくりを積極的に推進していく。

## 7. おわりに

知床は、アイヌの人々が畏敬の念を込めて「シリエトク（大地の果てるところ）」と呼んだように、険しい地形や厳しい気象条件のもとに、日本では数少ない原始的な自然環境が残されている地域である。そこにはアイヌの人々が「カムイ（神）」と称したヒグマやシマフクロウが極めて高密度に生息している。そしてそれらの動物などを頂点として、実に多様な生物が海から川、山にわたり有機的に関連しあって、豊かな生態系が成立している。

半島地域に暮らす人たちは、こうした自然を損なうことなく、むしろ順応する形で自然がもたらす様々な恵みを持続的に利用しながら、地域特有の生活や産業を営み、文化を育んできた。

昭和49年（1974年）には、国立公園指定10周年を契機とし、斜里・羅臼両町が町民と共に知床憲章を制定した。その中で、知床の原始的自然を人類共有の財産と位置づけ、厳正な保護と秩序ある利用のもとに、永く子孫に伝えていくことを宣言した。また、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに原始の森へと再生する息長い活動も開始され、地域主導のもと国民の幅広い協力を得て展開されている。知床の貴重な自然が今日まで保たれてきた背景には、こうした地域の人たちの自然に対する高い意識とこれまでの地道な取り組みがあることを忘れてはならない。

管理を担う関係行政機関の連携はもちろんのこと、地域の住民や民間団体などの積極的な参加・協力を得て、世界遺産候補地の自然と、そしてその自然と共生する地域の双方がより輝きを増していくように、様々な取り組みを進めるものとする。